

教育映像等審査のしおり

（映像教材等）

令和 7 年 4 月

文部科学省初等中等教育局
学校情報基盤・教材課 映像等審査担当

【TEL 0 3 - 5 2 5 3 - 4 1 1 1（内線 2 4 1 7）】

教育映像等審査のしおり（映像教材等）

1. 目 的

文部科学省では、映画その他の映像作品及び紙芝居（以下「映像作品等」といいます。）について、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、あわせて教育に利用される映像作品等の質的向上に寄与することを目的として、教育映像等審査規程（以下「審査規程」といいます。別紙１）に基づいて映像作品等の審査を行っています。

2. 審査対象

（１）審査対象

審査対象は、映画、映像教材（本審査における「映像教材」とは、DVDプレイヤー等で再生して視聴する教育用の映像作品をいうものとします。）及び紙芝居（以下「映像教材等」といいます。）のうち次の要件を全て満たすものとなります。

- ① 映画又は映像教材については、映画館等において公開されるもの又はDVD、Blu-ray Disc若しくはCD（以下「DVD等」といいます。）により頒布されるもの。
- ② 一般公開前であるもの。ここでいう一般公開とは、映画館等における公開、市販、無料配布、テレビ放送、インターネット配信等国民が利用可能な状態にあることをいいます。

（２）審査範囲

審査範囲は、映像教材等のうち、本編・日本語部分とします。日本語以外の言語が映像作品等の主たる内容を構成する場合は、文部科学省と申請者の協議により、審査範囲を決定します。

（３）審査の対象外となるもの

次のいずれかに該当するものは、本審査の対象となりません。

- ① 特定の流派にかかわるもの、特定の人の実技等により製作されたもの及び特定の演奏、講演、手術や治療法などを記録したもの。
- ② テキストとの併用を前提に製作されたもの。
- ③ 特定の教科書のためのための補助教材として製作されたもの。
- ④ 審査対象となる本編が2時間を著しく超えるもの。
- ⑤ 素材データベース等、学習者の能動的な行為により学習を進めていくもの。
- ⑥ 参考資料と併せて頒布されるもの。なお、参考資料には、映像作品等と同一のDVD等に記録された文書・画像等の資料も含むものとします。
- ⑦ 本編以外に同一のDVD等に収められている映像が全体の1／3以上を占めるものの。

3. 申請手続

申請者は、以下に示す手続により申請を行ってください。

(1) 提出物

申請の際は、原則として申請時に提出物を全て提出してください。ただし、映像教材等の完成日及び一般公開日が決定し、審査期間が十分に確保できることが確認された場合は、映像教材等の完成前であっても、申請することができます。なお、提出物は全て審査の資料となります。

① 申請書（別紙2）

② 映像教材等

- ・ 映画又は映像教材を申請する場合は、DVD等2枚又は外付けハードディスク等1台（デジタルシネマパッケージの場合）を提出してください。
- ・ 提出する作品にサンプル表示やタイムコードなどを表示する場合には、視聴の妨げにならない箇所に表示するようにしてください。
- ・ DVD等により頒布する場合において本編以外の情報がある場合は、その情報も併せて記録し、頒布するDVD等と同一の情報が記録されたDVD等を提出してください。
- ・ 必要に応じて提出するDVD等の枚数を追加することがあるので、求められた場合は速やかに提出してください。
- ・ 紙芝居を申請する場合は、1部提出してください。

③ 映像教材等の内容を説明する資料（様式任意）

④ その他必要な資料

- ・ 映像教材等が階層的に構成されている場合には、その構成を示す資料
- ・ 本編以外の情報がある場合は、その概要を示す資料

(2) 留意事項

- ① 申請に当たっては、著作権等の知的財産権、肖像権及び個人情報等の人の権利について侵害しないよう、権利処理等必要な手続を済ませてください。
- ② 申請者は、シリーズ構成のものについて申請する場合は、申請方法について文部科学省に事前に確認してください。
- ③ 提出物に、故意による誤り又は重大な誤りが見つかった場合は、審査手続を取りやめることがあるので、留意してください。また、審査後に故意による誤り又は重大な誤りが見つかった場合は、選定を取り消すことがあるので、留意してください。

(3) その他

- ① DVD等が複数の場合であっても、頒布される1つのパッケージに収められたものは、一体のものとして審査します。
- ② 審査対象から外れている場合、又は審査が困難であると判断されるものについては、申請を受理しない場合があります。
- ③ 審査手続中に一般公開されるものについては、審査手続を取りやめます。
- ④ 本編以外の情報について文部科学省より申請者に修正等を要請し、申請者がこれを受け入れない場合には、審査手続を取りやめます。

4. 審査

(1) 審査

- ① 審査は、文部科学省が学識経験者による審査会の意見を聴いて行います。
- ② 審査会は、映像作品等の種別及び各教科等の区別に応じて行います。
- ③ 審査は、審査規程第4条に定める基準に照らして教育上価値が高く、審査規程第5条に定める留意事項に支障がないと認められた作品を「文部科学省選定」、特に優れたものを「文部科学省特別選定」とします。
- ④ 「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」は、その作品に応じ、次に掲げる対象別及び教科等の分類に従って行います。教科等の分類は、学校教育については学習指導要領に基づいて行います。

・学校教育の教材とするもの

幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」といいます。） 幼児向き

小学校低学年（義務教育学校の第1学年及び第2学年を含む。） 児童向き

小学校中学年（義務教育学校の第3学年及び第4学年を含む。） 児童向き

小学校高学年（義務教育学校の第5学年及び第6学年を含む。） 児童向き

中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。） 生徒向き

高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。） 生徒向き

・社会教育の教材とするもの

幼児向き、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。） 児童向き、
中学校生徒向き、高等学校生徒向き、青年向き、
成人向き

・一般劇映画、一般非劇映画

幼児向き、小学校児童向き、中学校生徒向き、高等学校生徒向き、青年向き、
成人向き、家庭向き

(2) 審査期間

原則として申請受付順に審査を行います。文部科学省は、申請者に審査期間の予定を連絡しますが、予定された期間内で審査結果が確定することを保証するものではありません。なお申請は、原則として希望する審査時期の3か月前までに行ってください。申請から一般公開までの期間が短い場合、審査を行えないことがあります。

※3（1）についてもご参照ください。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、文書により申請者に通知します。

5. 「文部科学省選定」等の表示

申請者は、文部科学省選定又は文部科学省特別選定となった映像作品等（以下「選定教育映像等」といいます。）にその旨を表示する場合は、以下の事項を明示してください。

- ・「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」の別
- ・対象別
- ・選定の年月日
- ・審査に係る記録媒体の種別（当該種別以外の種別の記録媒体により頒布する場合に限ります。）

6. 広 報

- ① 文部科学省は、「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」となった作品については、月ごとにその題名・内容等をまとめた「選定一覧」を文部科学省Webサイト（<https://www.mext.go.jp/>）に掲載します。
- ② 申請者は、選定教育映像等とされた旨を、パンフレット、ポスター等に記載することができますが、記載する場合は、可能な限り以下の事項を記載し、選定に係る情報について選定教育映像等の利用者に誤解を与えないよう配慮してください。
 - ・「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」の別
 - ・対象別・教科等別
 - ・選定の年月日
 - ・審査に係る記録媒体の種別（当該種別以外の種別の記録媒体により頒布する場合に限ります。）
 - ・審査範囲

7. 選定後における留意事項

- ① 申請者は、選定教育映像等とされた映像作品等にその旨を表示する場合において、選定映像作品等以外の情報を記録した記録媒体により頒布しようとするときは、別途手続をしてください。
- ② 選定教育映像等とされた映像作品等の内容が変更された場合には、当該選定の効力は失われます。
- ③ 申請者は、選定教育映像等とされた映像作品等を、選定された年度末から10年経過するまで保管し、文部科学省から求められたときは速やかに提出してください。

申請する際は、申請書を提出する前に本件担当まで御連絡ください。

文部科学省 初等中等教育局 学校情報基盤・教材課 映像等審査担当

TEL：03-5253-4111(内線 2417)

教育映像等審査規程（昭和二十九年八月二十七日文部省令第二十二号）

最終改正：令和七年三月三十一日文部科学省令第九号

教育映画等審査規程（昭和二十二年文部省令第二号）の一部を改正する省令を次のように定める。

（目的）

第一条 文部科学大臣は、映画その他の映像作品及び紙芝居（以下「映像作品等」という。）について、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、あわせて教育に利用される映像作品等の質的向上に寄与するために、この規程に基づいて審査を行う。

（申請）

第二条 映像作品等の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に審査を受けようとする映像作品等を記録した記録媒体を添えて、文部科学大臣に提出するものとする。

- 一 記録媒体の種別及び規格
- 二 題名（外国の映像作品等の場合は、原名を併記する。）
- 三 申請者の住所及び氏名又は名称（外国の映像作品等の場合は、国内における取扱者の住所及び氏名又は名称）
- 四 製作年月日
- 五 映像作品等の概要

2 審査を受けようとする映像作品等が映画フィルムである場合には、申請者は、その映写に要する施設を確保するとともに、その経費を負担するものとする。

第三条 文部科学大臣は、前条の申請を受けたときは、学識経験者の意見を聴いて、審査を行うものとする。

（審査の基準）

第四条 審査は、申請された映像作品等の持つ教育上の価値を主とし、次に掲げる基準に従って行う。

- 一 内容について
 - イ 正確なものであるか。
 - ロ 信頼できるものであるか。
 - ハ 時代の進歩に応じているものであるか。
 - ニ 心身の発達段階に応じて理解し得るものであるか。
 - ホ 生活、経験及び興味に即しているものであるか。
 - ヘ 経験領域を拡充し、豊かにするものであるか。
 - ト 思考力及び批判力をかん養するものであるか。
 - チ 教養を高め、生活の向上に資するものであるか。

リ 豊かな情操を養うものであるか。

ヌ 倫理性を高めるものであるか。

ル 学校教育用教材については、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領又は学習指導要領に示されている教育課程に対する配慮がなされているか。

二 表現について

イ 意図しているものが表現されているか。

ロ 画面が鮮明であるか。

ハ 色彩が適切であるか。

ニ 用語が平易かつ妥当であるか。

ホ 解説に頼りすぎていないか。

ヘ 解説と画面との結合が適切であるか。

ト 映像作品にあつては、音声が適切であるか。

チ 紙芝居にあつては、紙質及び印刷が適切であるか。

三 その他

イ 操作が容易であるか。

ロ 映像作品にあつては、動作が適切であるか。

第五条 映像作品等の審査にあつては、前条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項についても留意するものとする。

一 風教上好ましくないものではないか。

二 商業的又は政治的な宣伝意図の顕著なものではないか。

三 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼす虞れのあるものではないか。

四 その他中正を欠く意図が感じられるものではないか。

(審査の結果)

第六条 審査の結果、第四条の基準に照して教育上価値が高く、かつ、前条各号について支障がないと認められたものは文部科学省選定とし、そのうち特にすぐれたものは文部科学省特別選定とする。

2 前項の文部科学省選定又は文部科学省特別選定は、その作品の内容に応じ、次に掲げる対象別の分類に従って行う。

一 学校教育の教材とするものについては、幼稚園及び幼保連携型認定こども園幼児向き、小学校低学年（義務教育学校の第一学年及び第二学年を含む。）児童向き、小学校中学年（義務教育学校の第三学年及び第四学年を含む。）児童向き、小学校高学年（義務教育学校の第五学年及び第六学年を含む。）児童向き、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第三号において同じ。）生徒向き又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。次号及び第三号において同じ。）生徒向きの別

二 社会教育の教材とするものについては、幼児向き、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次号において同じ。）児童向き、中学校生徒向き、高等学校生徒向き、青年向き又は成人向きの別

三 一般劇映画及び一般非劇映画については、幼児向き、小学校児童向き、中学校生徒向き、高等学校生徒向き、青年向き、成人向き又は家庭向きの別

第七条 映像作品等の審査を行つた場合には、その結果を申請者に通知するものとする。

第八条 文部科学省選定又は文部科学省特別選定となつた映像作品等（以下「選定教育映像等」という。）については、内容及び利用上の注意等を付記して公表する。

2 前項の場合には、必要に応じ、その教科、学年及び学習指導要領に示されている内容項目等についてもあわせて示すものとする。

第九条 選定教育映像等とされなかつた映像作品等については、審査の結果を公表しないものとする。

第十条 申請者は、選定教育映像等とされた映像作品等にその旨表示する場合には、文部科学省選定又は文部科学省特別選定の別、第六条第二項に規定する対象別、選定の年月日及び審査に係る記録媒体の種別（当該種別以外の種別の記録媒体により頒布する場合に限る。）を明示するものとする。

2 前項に規定する場合において、申請者が選定教育映像等とされた映像作品等を当該映像作品等以外の情報を記録した記録媒体により頒布しようとするときは、文部科学大臣にその内容を申告し、第五条各号に掲げる事項について確認を受けるものとする。

（内容の変更）

第十一条 選定教育映像等とされた映像作品等の内容が変更された場合には、当該決定の効力は失われるものとする。

（選定の取消し）

第十二条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、選定教育映像等の選定を取り消すことができる。

- 一 選定教育映像等が第四条の基準に照らして教育上価値が高いと認められなくなつたとき。
- 二 選定教育映像等が第五条各号のいずれかについて支障があると認められるとき。
- 三 その他文部科学大臣が特に必要があると認めるとき。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三二年一〇月一六日文部省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年三月二四日文部省令第七号）

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則（昭和四八年三月二九日文部省令第一号）

1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に第二条の規定による廃止前の文部省試写室使用規程第四条の規定により教育映画等審査規程の規定に基づく教育映画等の審査を受けるための試写室の使用料を納付した者は、第一条による改正後の教育映画等審査規程第二条第二項に規定する映写手数料を納付したものとみなす。

附則（平成元年三月二九日文部省令第九号）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成二年四月三日文部省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年六月二九日文部省令第二一号）

この省令は、平成二年七月一日から施行する。

附則（平成二年九月一一日文部省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二年八月二十八日から適用する。

附則（平成九年三月一八日文部省令第二号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一七年四月一日文部科学省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年五月九日文部科学省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月二六日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月一六日文部科学省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第四条第一号ルの改正規定及び第六条第二項第一号の改正規定（「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える部分に限る。）は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二二日文部科学省令第四号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（令和七年三月三十一日文部科学省令第九号）

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

教育映像等審査申請書（映像教材等）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

下記の作品の申請をします。

申請者 住 所 郵便番号

住所

氏 名 社名（団体名）

代表者役職名・代表者氏名

記

□があるものは、該当するものを塗りつぶしてください。

作 品 名 (原 名)	○○○○○○○○○○○○○ 海外の作品の場合は、原名を括弧書きで記載してください。		
製 作 者	作品の製作者を記載してください。申請者が製作者以外の場合は、括弧書きで申請者が申請する理由を記載してください（例：配給するため）。 受注製作の場合は、発注者を記載してください（受注製作（発注者：○○○○））。		
完 成 年 月 日	○○ 年 ○○ 月 ○○ 日	公 開 年 月 日	○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
種別及び規格	☐ DVD ☐ BD ☐ CD ☐ 映画（DCP） ☐ 映画（フィルム） 紙芝居 ☐ ○○ 枚	収録時間：本編 時間 分 規 格：	映画の場合は、「ビスタビジョン」、「シネマスコープ」等、画面アスペクト比について記載してください。
本編以外の情報	☐ 有（○○ 時間 ○○ 分） ☐ 無 審査に提出する媒体を塗りつぶしてください。		
利 用 対 象	☐ 学校教育教材 ☐ 幼稚園等 ☐ 小学校低学年 ☐ 小学校中学年 ☐ 小学校高学年 ☐ 中学校 ☐ 高等学校 ☐ 社会教育教材 ☐ 幼児向き ☐ 小学校児童向き ☐ 中学校生徒向き ☐ 高等学校生徒向き ☐ 青年向き ☐ 成人向き ☐ 一般劇映画 ☐ 一般非劇映画 ☐ 幼児向き ☐ 小学校児童向き ☐ 中学校生徒向き ☐ 高等学校生徒向き ☐ 青年向き ☐ 成人向き ☐ 家庭向き		
教 科 等	利用対象が学校教育教材の場合は、教科等を記載してください。		
作 品 紹 介 (80 字 程 度)	作品の紹介を80字程度で簡潔に記載してください。 選定された場合に文部科学省のWebサイトに公開されます。		
公 開 方 法	「一般劇場公開」、「学校向けに配布」等、予定されている全ての公開方法を記載してください。		
担当者部署・氏名	○○○部○○課 ○○ ○○		
担当者電話番号	○○○-○○○-○○○○	担当者 E-mail	○○○@○○○○. ○○. j p

申請する作品について、下記のことを確認の上、申請します。

- ☐ 公序良俗に反する内容を含まないこと。また、公序良俗に反する方法により頒布しないこと。
- ☐ 著作権等の知的財産権、肖像権及び個人情報等の人の権利について侵害しないこと。
- ☐ 「2. 審査対象等（1）審査対象」の条件を全て満たすものであること。
- ☐ 「2. 審査対象等（3）審査の対象外となるもの」のいずれにも該当しないこと。

確認の上、□ を塗りつぶしてください。

※利用対象は、「学校教育教材及び社会教育教材」、「一般劇映画又は一般非劇映画」の中で複数選択可。